

事業者向けの主な支援

令和3年10月21日時点

給付

緊急事態宣言再発令に伴う飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受けた事業者を支援	月次支援金【国】		<p>本年4月以降で緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、前年又は前々年同期比で売上が50%以上減少した月がある事業者に対して、支援金を給付</p> <p>上限額: 法人20万円/月、個人10万円/月</p>	<p>月次支援金事務局相談窓口 ☎0120-211-240 ☎03-6629-0479(IP電話専用回線) ※8時30分～19時、土日祝日含む</p>
	福岡県中小企業者等月次支援金		<p>県内に本社・本店があり、</p> <p>①本年8月・9月・10月の月間売上が前年(又は前々年)同月比30%以上50%未満減少した中小事業者等(政令市を除く)</p> <p>②-1酒類の提供を停止する(10月は酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮要請を含む)飲食店と取引があり、本年8月・9月・10月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象となっており、 (ア)50%以上70%未満減少 (イ)70%以上90%未満減少 (ウ)90%以上減少 している酒類販売事業者(北九州市を除く)</p> <p>②-2酒類の提供を停止する(10月は酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮要請を含む)飲食店と取引があり、本年7月～8月、8月～9月又は9月～10月の月間売上が2か月連続で、前年(又は前々年)同月比 (エ)15%以上30%未満減少している酒類販売事業者(北九州市を除く)。</p> <p>①上限額: 法人10万円/月、個人5万円/月 ②上限額: (ア)法人20万円/月、個人10万円/月 (イ)法人40万円/月、個人20万円/月 (ウ)法人60万円/月、個人30万円/月 (エ)法人10万円/月、個人5万円/月</p>	<p>福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター ☎0120-876-866 ※平日9時～17時</p>
県の要請に応じて営業時間短縮を行った飲食店などを支援	福岡県感染拡大防止協力金	<p>第12期</p> <p>対象区域: 福岡県全域</p> <p>要請期間: 令和3年9月13日～9月30日</p> <p>申請受付期間: 令和3年10月1日～10月31日</p> <p>※先渡給付については 令和3年9月13日～9月24日</p>	<p>売上高に応じて4～10万円/日(最大18日間) ※9月の家賃月額×2/3(各上限額:20万円)を加算 ※9月分を第11期で加算している場合は加算しない (酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が要請に応じることを要件。福岡市の休業した店舗・北九州市の店舗は各市に申請) ※先渡給付は「48万円」(9/13～9/30までの全期間、全要請に応じることを要件) ※大企業は、売上高減少額の4割(上限額:「20万円」)</p>	<p>福岡県感染拡大防止協力金コールセンター ☎0120-567-918 ※9時～17時、土日祝含む</p>
		<p>第13期</p> <p>対象区域: 福岡県全域</p> <p>要請期間: 令和3年10月1日～10月14日</p> <p>申請受付期間: 令和3年10月15日～11月14日</p> <p>※先渡給付については 令和3年10月1日～10月7日</p>	<p>売上高に応じて2.5～7.5万円/日(最大14日間) ※先渡給付は「17.5万円」(10/1～10/14までの全期間、全要請に応じることを要件) ※大企業は、売上高減少額の4割(上限額:「20万円」)又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額)</p>	

給付

<p>県の要請に応じて営業時間短縮を行った飲食店などを支援</p>	<p>福岡県感染拡大防止協力金 (大規模施設・大規模施設テナント向け)</p>	<p>第6期 対象区域: 福岡県全域 要請期間: 令和3年9月13日～9月30日 申請受付期間: 令和3年10月1日～10月31日 ※申請方法等についてはHPをご覧ください。</p>	<p>要請に応じて短縮した時間に対応して 大規模施設: 1,000㎡毎に20万円/日 (最大18日間) テナント: 100㎡毎に2万円/日 (最大18日間)</p>
-----------------------------------	---	---	--

福岡県感染拡大防止
協力金コールセンター
☎0120-567-918
※9時～17時、土日祝含む

補助・助成

<p>一時休業などにより、休業手当などを支給する場合</p>	<p>雇用調整助成金</p>	<p>一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。 助成率 中小企業4/5(解雇などしなかった場合10/10)など ※1人当たり日額15,000円が上限</p>
<p>宿泊事業者が実施する旅行者の満足度や利便性の向上・受入対応強化の取組を支援</p>	<p>【北九州市・福岡市向け】 令和3年度《第2期》福岡県宿泊施設受入対応強化補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策、ワーケーション環境整備等の取組を支援します。 【申請期間】 令和3年10月1日～令和3年11月30日 【対象施設】 下記A、B両方を満たす施設が対象となります。 A. 北九州市及び福岡市で宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)の営業許可を受けた事業者 B. 新型コロナウイルス感染症対策を講じており、福岡県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示している施設 【補助率】 補助事業実施に係る経費の2分の1 【補助上限額】 客室数50室以下...1宿泊施設につき 300万円 客室数51室以上...1宿泊施設につき 500万円</p>
<p>宿泊事業者が実施する旅行者の満足度や利便性の向上・受入対応強化の取組を支援</p>	<p>【政令市以外の県域向け】 令和3年度《第2期》福岡県宿泊施設受入対応強化補助金</p>	<p>バリアフリー化などの施設改修や多言語での案内・情報発信、新型コロナウイルス感染症対策、ワーケーション環境整備等の取組を支援します。 【申請期間】 令和3年10月1日～令和3年11月30日 【対象施設】 下記A、B両方を満たす施設が対象となります。 A. 福岡県内(北九州市及び福岡市を除く)で宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)の営業許可を受けた事業者 B. 新型コロナウイルス感染症対策を講じており、福岡県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示している施設 【補助率】 補助事業実施に係る経費の4分の3 【補助上限額】 客室数50室以下...1宿泊施設につき450万円(ワーケーション特例:600万円) ※ワーケーション特例については、公募要領の4ページを参照ください。 客室数51室以上...1宿泊施設につき 750万円</p>

福岡助成金センター
雇用調整助成金分室
☎092-402-0537
または
北九州雇用調整助成金臨時窓口
☎093-616-0860

○申請に関する事前相談
<任意>
福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合
電話: 092-737-5050
受付: 10時～16時30分
(土、日、祝日を除く。)

○事前相談以降のお問い合わせ先、申請書提出窓口
福岡県宿泊施設補助金事務局
電話: 092-406-2464
受付: 9時～17時
(土、日、祝日を除く。)

補助・助成

<p>民泊事業者が実施する旅行者の満足度や利便性の向上・受入対応強化の取組を支援</p>	<p>令和3年度《第2期》福岡県民泊施設受入対応強化補助金</p>	<p>多言語での案内・情報発信、新型コロナウイルス感染症対策等の取組を支援します。</p> <p>【申請期間】 令和3年10月1日～令和3年11月30日</p> <p>【対象施設】 下記A、B両方を満たす施設が対象となります。 A. 福岡県内(北九州市及び福岡市を除く)で住宅宿泊事業(民泊)の届出を行っている事業者 B. 新型コロナウイルス感染症対策を講じており、福岡県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示している施設</p> <p>【補助率】 補助事業実施に係る経費の2分の1</p> <p>【補助上限額】 1宿泊施設につき40万円</p> <p>※売上が前年または前々年同期比15%以上減少した中小企業・小規模事業者は、「福岡県中小企業・小規模事業者応援補助金」の活用により、補助率3/4以内、補助上限額が60万円となります。</p>
--	-----------------------------------	---

福岡県宿泊施設補助金事務局
電話：092-406-2464
受付：9時～17時
(土、日、祝日を除く。)

猶予

<p>納税が難しい</p>	<p>納税の猶予</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。</p>
---------------	--------------	--

国税：各税務署
県税：各県税事務所
市町村税：各市町村

貸付

<p>資金繰りのため融資を受けたい</p> <p>※融資対象者には、一定の要件があります。</p>	<p>緊急経済対策資金</p>	<p>融資利率1.3%・保証料ゼロ</p> <p>融資限度額 1億円 融資期間 10年以内 据置期間 2年以内</p>
	<p>政府系金融機関による融資</p>	<p>3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。</p>

福岡県
フリーダイヤル
経営相談窓口
☎0120-567-179

日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
☎0120-154-505